別記様式第十二（第三十六条関係）

処　分　計　画　書

1　根幹公共施設の用に供すべき土地に関する事項

名　　称	処分の相手方	処 分 価 額	処分の時期	備　　考

2　開発誘導地区内の土地に関する事項

イ　令第32条に規定する特別の定めをする土地に関する事項

名　　称	譲受人又は譲受人の選定の方法	面積	処分価額	処分の時期	土地の利用計画	建築すべき建築物					
						用途	構造	規模			備　　考
								階層	容積率	戸数	

ロ　その他の土地に関する事項

名　　称	譲受人	面　積	処分価額	処分の時　期	土 地 の利用計画	備　　考

備考

1　この処分計画書には、設計図（1,000分の１）を添付し、「名称」欄は、これと照合できるように記載すること。

2　令第32条に規定する特別の定めをする土地に関しては、名称、面積及び処分価額以外の事項が同一であり、かつ、面積及び処分価額がほぼ同一である場合には、一括して記載してよい。

　この場合において、「面積」欄には、平均面積、最大面積及び最少面積を記載すること。また、「処分価額」欄には、１平方メートル当りの平均単価、最高単価及び最低単価を記載すること。

3　「譲受人又は譲受人の選定の方法」欄には、譲受人の資格要件、募集方法及び選考方法を記載すること。

4　「土地の利用計画」欄には、都市計画において定められた当該土地の利用計画を記載すること。

5　「用途」欄は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第２号に掲げる特殊建築物の区分及び住宅、店舗併用住宅、店舗、診療所その他の区分により記載すること。

6　「構造」欄には、建築基準法第２条第５号に掲げる主要構造部の構造を記載すること。

7　「階層」欄には、低層、中層又は高層の別を記載すること。

8　「容積率」欄には、容積率の最大及び最少を記載すること。

9　「戸数」欄には、建築すべき建築物が一戸建住宅以外の住宅である場合において、その戸数の最大及び最少を記載すること。

10　「備考」欄には、建築すべき建築物の戸建形式、壁面線その他の処分の条件その他参考となるべき事項を記載すること。

11　この処分計画には、処分価額の算定の基礎を示す資料及び対価の支払方法を記載した書類を添付すること。